

蒸気発生器保管庫へ適用するバックフィット対象件名の整理について

1. 概 要

本設計及び工事計画認可申請の対象である蒸気発生器保管庫（以下、「SG保管庫」という。）は、新規制基準への適合を確認する必要があり、新規制基準施行後で追加となった要求事項（以下、「バックフィット」という。）についても併せて確認が必要である。

本資料では、SG保管庫が適用を受けるバックフィット対象件名について整理する。

2. 整理結果

SG保管庫に対するバックフィット対象件名の適用要否について、整理結果を次頁に示す。

B F 対象件名	対象 条文	対応状況	SG保管庫 に対する 適用要否	理由
動的機能維持	5条	認可済	×	左記件名は耐震Sクラス施設のうち、動的機能を有する機器への要求事項である。 一方、SG保管庫は耐震Cクラスの施設であるため、本要求は対象外。
内部溢水	12条	認可済	×	左記件名は放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するための要求事項である。 一方、SG保管庫は、放射性物質の貯蔵機能を有する構築物であり、原子炉の高温停止、低温停止、放射性物質の閉じ込め機能を維持できる措置は不要である。また、SG保管庫には、放射性物質を含む液体を内包する容器等がないため、技術基準規則第12条は対象外となることから本要求は対象外。
KK67	65条 74条	認可済	×	左記件名は原子炉格納施設の過圧防止するための対策、使用済燃料貯蔵槽から発生する水蒸気による悪影響を防止するための対策、原子炉制御室の居住性を確保するための対策のための要求事項である。 一方、SG保管庫は上記の施設に該当しないため、本要求は対象外。
燃料被覆管	5条	認可済	×	左記件名は地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能を維持するための要求事項である。 一方、SG保管庫は燃料被覆管に該当しないため、本要求は対象外。
有毒ガス	38条 46条 53条	認可済	×	左記件名は工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスを検知した場合に原子炉制御室等において自動的に警報するための装置に関する要求事項である。 一方、SG保管庫は原子炉制御室等ではないため、本要求は対象外。
火災感知器	11条	申請前 ※	○ ※	左記件名は火災区域に設置する火災感知器に関する要求事項であり、SG保管庫は放射性物質の貯蔵機能を有する構築物が設置される火災区域であるため本要求の対象となる。

※火災感知器のバックフィットの申請については、経過措置期間内（2024年2月13日以降最初に定期検査を終了するときまで）に要求事項の反映を行う予定であり、別途申請を行うため、本設工認申請には含まれていない。なお手続きの方法については、別途検討中である。